

## 利益相反防止に関する規定

### (目的)

第1条 この規則は、組織的利益相反ポリシーを踏まえ、公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢を（以下「この法人」という。）における組織的利益相反を適切に管理し、公益法人の使命と社会的責任に鑑み望ましくない事態の発生を回避するために必要な事項を定め、受益者や予益社、支援企業等との連携を適正かつ円滑に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

「組織的利益相反」とは、役員等が意思決定に関わる際、その意思決定に影響する、又は影響し得る特定の支援企業等との次のイからへまでに掲げる経済的利害関係によって公益法人の経済的利益と社会的責任とが相反する状態をいう。

- イ この法人が保有する知的財産権の実施により収入を得ること。
- ロ この法人が株式等を取得すること。
- ハ この法人が当該の研究等に係る経費、設備又は消耗品を受け入れること。
- ニ 役員等が金銭(給与、謝金、原稿料等)若しくは便益(物品、設備、人員等)を受け入れ、又は株式等を取得すること。
- ホ その他イから二までに掲げるものに準ずる経済的利害関係として次条の委員会が定めるもの。

### (組織的利益相反監視委員会)

第3条 この法人における組織的利益相反を監視し、適切な管理を実施するため、組織的利益相反監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

### (委員長)

第4条 委員長は、理事長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (委員)

第5条 委員は、次に掲げる者に理事長が委嘱する。

- (1) 組織的利益相反に関する専門的知識を有する外部有識者 2名
  - (2) 法律の知識を有する学外者 2名
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数及び議決方法)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(監視等)

第7条 委員会は、組織的利益相反を監視するため、企業等との経済的利益関係に関する情報を収集する。

(組織的利益相反に関する調査)

第8条 委員会は、前条により収集した情報に基づき、組織的利益相反に係る管理の必要があると判断する場合には、組織的利益相反に関する調査を実施するものとする。

2 役員等及び職員は、前項の調査に協力を求められたときは、調査に協力しなければならない。

(勧告等)

第9条 委員会は、前条の調査の結果、公益法人の使命や社会的責任に照らし、望ましくない事態が発生し、又は発生するおそれがあると判断する場合には、理事長に対し、事態の改善又は発生を回避するための施策の勧告等を行うことができる。

2 理事長は前項の勧告等を受けた場合は、組織的利益相反を適切に管理するよう必要な措置を講ずるものとする。

3 委員長は、前項による組織的利益相反の管理に関する措置について、報告を求めることができる。

(報告)

第10条 委員長は、組織的利益相反の管理の状況について、毎年度、理事長に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、法人内部において処理する。

附 則

この規定は、令和2年2月1日から施行する。